

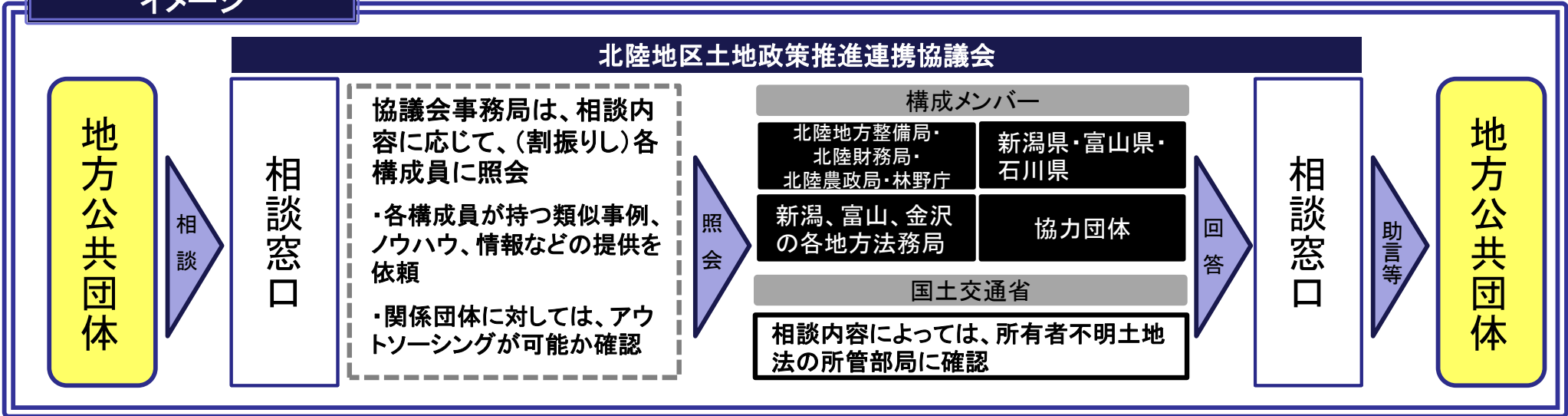
相談窓口の開設

- 国、地方公共団体、協力団体が連携し、所有者不明土地法の施行事務及び地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため、北陸地区土地政策推進連携協議会に**相談窓口**を開設します。
- 相談窓口の一元化(ワンストップ体制)により、地方公共団体が抱える疑問・課題等のスムーズな解決を図ります。

相談体制

- 北陸地区土地政策推進連携協議会事務局である北陸地方整備局用地部用地企画課が窓口を担当します。
- 地域福利増進事業、収用手続の合理化など所有者不明土地法に新たに設けられた制度等に関するもの及び事業用地等の土地所有者等の探索など用地業務に関する相談を受け付けます。
- 事務局は、構成員からの回答結果をとりまとめ、相談のあった地方公共団体に対し、助言及び担当部局等の紹介等を行います。
※関係団体への照会は、相談した市町村の意見を聞いた上で行います。

イメージ



相談窓口

北陸地区土地政策推進連携協議会 事務局（国土交通省北陸地方整備局 用地部用地企画課 土地活用推進係）
TEL:025-370-6528 FAX:025-280-8723 MAIL:fumeitochi84@hrr.mlit.go.jp